

## 公募型プロポーザル実施要領

### 1 趣旨

本業務は、神埼市の小学校及び中学校の9年間にわたる英語教育において、グローバル化社会に対応するため、小学校5年生の児童を対象にICT機器を活用した外国人講師による1対1の個別オンライン英語レッスンを行うことで、聞く、話すに重点を置いた外国語科学習を実施するものである。

本要領は、公募型プロポーザル方式（以下、本プロポーザルという。）の実施によって、価格競争のみならず、企画力、技術力、専門性、実績等を勘定し、総合的な見地から判断して、質の高い安定した英語の授業を提供できる事業者を選定するため、その手続きに必要な事項を定めるものである。

### 2 事業概要

#### (1) 業務名

令和5年度神埼市オンライン英語レッスン業務委託

#### (2) 業務内容

業務委託仕様書による

#### (3) 履行期限

契約締結日から令和6年3月31日

### 3 契約限度額

6,787,000円（消費税及び地方消費税を含む金額）

### 4 参加資格

本プロポーザルに参加できるのは、次に掲げる要件を全て満たす者とする。また、参加資格確認後において、資格要件を満たさなくなった場合は、参加資格及び契約交渉権を取り消す場合がある。

- (1) 地方自治法（昭和22年政令第16号）施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和3・4年度の神埼市入札参加資格登録を受けている者で、参加意思表明書提出要領に基づく書類を提出し、資格を有すると認められる者であること。
- (3) 令和3・4年度の神埼市入札参加資格登録を受けていない者は、参加意思表明書提出要領に記載している書類と併せて「神埼市物品の製造、修理又は購入に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加することができる者の資格及び資格審査に関する規程」に基づく、入札参加資格審査申請書を提出したうえで、資格を有すると認められる者は参加できるものとする。

- (4) 佐賀県内又は福岡県内のいずれかに本店若しくは契約権限を有する支店（営業所）を有すること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立て、及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づく再生手続開始の申立て、及び破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条に基づく破産の申立てがなされていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- (7) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (8) 参加意思表明書の提出日から契約締結日までの期間で、佐賀県及び本市から指名停止措置を受けていない者であること。
- (9) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (10) 過去5年間で国や地方公共団体またはその他の公共団体で類似業務の実績があること。
- (11) 新型コロナウイルス感染症対策等により、プレゼンテーション審査をオンラインで実施する必要があるため、オンラインでの対応が可能であること。

## 5 関係書類等の配布

### (1) 日 時

公告の日から令和5年2月15日（水）17時まで

### (2) 配布方法

神崎市 Web ページ (<https://www.city.kanzaki.saga.jp/>) から取得すること

### (3) 配布書類

- ① 公募型プロポーザル実施要領
- ② 業務委託仕様書
- ③ 参加意思表明書提出要領
- ④ 企画提案書提出要領

## 6 参加意思表明書について

参加意思表明書提出要領による。

## 7 参加資格の審査方法及び結果の通知

### (1) 審査方法

「令和5年度神崎市オンライン英語レッスン業務委託に係る公募型プロポーザ

ル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置し、別途定める審査委員会規定に基づき、参加資格の審査を行う。

(2) 審査結果の通知

審査の結果は、参加意思表明書提出要領に基づく書類を提出した者全てに通知する。

(3) 異議申し立て

審査結果に関する問い合わせ及び異議申し立ては、一切受け付けないものとする。

8 企画提案書及び見積書について

企画提案書提出要領による。

9 優先交渉権者の選定方法等

(1) 選定方法

本市は、業務における優先交渉権者の選定にあたり、公正性及び透明性を確保するため、「令和5年度神崎市オンライン英語レッスン業務委託に係る公募型プロポーザル評価委員会」（以下「評価委員会」という。）を設置し、評価委員の評価に基づいて行う。評価委員会は非公開とする。

(2) 評価の方法

評価は、プレゼンテーション評価によって行い、企画提案書及びその他の提出書類の内容並びにプレゼンテーションの優秀性に基づき評価するものとする。

(3) プレゼンテーション評価

評価は、企画提案書等に基づくプレゼンテーション及び質疑応答に基づき実施し、評価項目ごとに評価点を算出する。評価委員全員の合計点をその事業者の評価点とする。

① プレゼンテーションの実施方法

ア 1者の持ち時間は、プレゼンテーションに35分以内、質疑応答に15分以内の計50分以内とする。企画提案内容に基づき、説明をすること。なお、追加の資料配布は一切認めない。ただし、企画提案書の内容を補完するために、説明者がパワーポイント・パネル等を用いて説明することは可能とする。

イ プレゼンテーションの参加者は、1者5名以内とする。準備時間は5分とする。5分を超えた場合は、その超えた時間をプレゼンテーションの時間から差し引くものとする。また、後片付けは5分以内とする。質疑応答が終わったら、速やかに片づけを行うこと。

ウ パソコン等を用いた説明は可能とする。プロジェクター、スクリーン、電源ケーブルは神崎市で用意するが、パソコン等その他必要機器は説明者の持ち込みとする。

② 評価予定期日

期日：令和5年3月中旬頃

※評価会場や日時等の詳細については、プレゼンテーション評価対象事業者に対し個別に連絡する。

③ プレゼンテーション評価結果通知

プレゼンテーション評価の実施後、評価対象者に対し、評価結果を書面にて通知するとともに、神崎市ホームページにおいて優先交渉権者を公表する。

④ 評価基準

評価基準は「企画提案書提出要領」の「[別紙] 評価項目」による。

(4) 優先交渉権者の選定

① プレゼンテーション評価の最高得点者を優先交渉権者、次点の得点者を次点交渉権者として選定する。

② 最高得点となる者が2者以上あるときは、神崎市の定める基準により優先交渉権者、次点交渉権者を決定する。

③ 優先交渉権者が辞退又は失格となった場合は、次点交渉権者と協議を行う。

④ いずれの提案者も評価点の合計が神崎市の定める基準に満たない場合は、優先交渉権者を選定しない。

1 0 契約方法・支払条件

(1) 優先交渉権者は、提出した企画提案書及び見積書を踏まえ、本市と確認・協議を行い、協議が整った場合に、見積価格を基準（契約限度額の範囲内）に本市と随意契約により委託契約を締結する。ただし、優先交渉権者との協議が整わない場合、次点交渉権者と協議を行う。

(2) 企画提案書に記載された事項は、本市が提示する業務仕様書一式と併せて、契約時の仕様書として扱う。ただし、本業務の目的を達成するために修正すべき事項があると本市が判断した場合は、本市と受託者との協議により、変更を行うことができる。

(3) 契約金の支払条件の詳細については、本業務の委託契約書（受託者と調整）によるものとし、受託者と協議の上、決定する。

1 1 実施スケジュール（予定）

手続の実施スケジュールは次の予定のとおりである（受付は土曜、日曜、祝日を除く 9 時～17 時）。なお、結果通知日等スケジュールに変更が発生した場合には、都度、企画提案参加者に本市から連絡を行う。

## 実施スケジュール（予定）

No.	項目	方法	期限
1	関係書類の配布	神崎市 Web ページ	令和5年2月15日（水）まで
2	参加意思表明書 質問受付期間	電子メール等	令和5年2月16日（木） 16時まで
3	参加意思表明書 質問回答期限	電子メール等	令和5年2月17日（金）
4	参加意思表明書 提出期間	持参又は郵送	令和5年2月20日（月） 17時まで
5	参加資格審査	-	令和5年2月22日（水）
6	参加資格審査結果通知	電子メール等	令和5年2月24日（金）
7	企画提案書及び見積書 質問受付期間	電子メール等	令和5年3月 7日（火） 16時まで
8	企画提案書及び見積書 質問回答期限	電子メール等	令和5年3月 8日（水）
9	企画提案書及び見積書 提出期間	持参又は郵送	令和5年3月 9日（木） 17時まで
10	提案説明会（プレゼンテーション）	来庁	令和5年3月中旬頃
11	結果通知	電子メール等	令和5年3月中旬頃

### 1.2 その他

- (1) 本業務の手続全般に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
- (2) 参加意思表明、企画提案書の作成・提出、プレゼンテーション等一切の経費は、企画提案参加者の負担とする。また、提出書類は返却しない。
- (3) 本業務の応募書類受け取り者は、本市提示情報を第三者に漏らしてはならない。
- (4) 本業務の受託者は、業務の全部又は主要部分を再委託することはできない。業務の一部（主要部分を除く）を再委託する場合は、最終的な責任を受託者が負うこと。
- (5) 次のいずれかに該当する参加者は、無効とする。
  - ①参加者の記名及び押印を欠く応募
  - ②提出期限を過ぎた応募
  - ③誤字又は脱字等により意思表示が著しく不明確な応募
  - ④2通以上の書類提出がなされた応募
  - ⑤参加資格要件を満たさない、若しくは提出書類等において虚偽の記載をした応募

### 1 3 機密保持

(1) 受託者は、神崎市から取得した資料（電子媒体、文書、図面等の形態を問わない。）を含め、知り得た情報を、第三者に開示又は本業務に係る作業以外の目的で利用しないものとする。ただし、次のいずれかに該当する情報は、除くものとする。

- ①取得した時点で、既に公知であるもの
- ②取得後、受託者の責によらず公知となったもの
- ③法令等に基づき開示されるもの
- ④神崎市から秘密でないと指定されたもの
- ⑤第三者への開示又は本業務に係る作業以外の目的で利用することにつき、事前に 神崎市と協議の上、承認を得たもの

(2) 受託者は、本業務に係る作業に関与した受託者の所属職員が異動・退職した後においても、機密が保持される措置を講じるものとする。

### 1 4 本件の問合せ及び提出先等

〒842-8601

神崎市神崎町鶴 3542 番地 1

神崎市役所 2 F 学校教育総務課 教育総務係 担当：鶴田、工藤

電話：0952-37-3591 [直通] 電話：0952-52-1111 [代表]

Fax：0952-52-1120

E-mail：gakkou-soumu@city.kanzaki.lg.jp